

## 美郷町公民館図書室の 臨時休館のお知らせ

美郷町公民館(旧仙南公民館)図書室の蔵書点検 および書架整理のため、次のとおり臨時休館しま す。

なお、図書の返却はできますので公民館事務室 に返却ください。

臨時休館日●2月23日(火)~24日(水)



問い 会対 美郷町公民館 ☎0187(83)2280

## 2月1日に 「2010年世界農林業センサス」 を実施します

農林業センサスは、日本の農林業や農山村地域 の実態を明らかにすることを目的とし、全国の農 林業を営むすべての農家、林家および法人等を対 象に5年ごとに行う調査です。

調査の対象となるお宅や法人等には、統計調査 員がお伺いしますので、調査へのご協力をお願い します。

なお、調査票等に記入された内容は、統計法に 基づき統計資料を作成するためだけに使用しま す。その他目的に使用することは一切ありませ

調査結果は、各種の農林業施策を企画・立案 やその推進にあたり土台となる重要な統計データ となるほか、農山村地域の整備等、まちづくりに 欠かせない資料として利用されます。



農林水産省・秋田県・美郷町

配 企画財政課 情報統計班 **合わせ 25**0187(84)4901

## 平成22年度放課後児童クラブ の利用申込みを受付けます

平成22年4月から放課後児童クラブを利用した い方の申込みを受付けます。

申込期限 2月10日(水)

町公民館

画

財

政

申込方法●保護者の就労証明書を添えて、各地区 の幼稚園・保育園に申込書を提出して ください。申込書は各園に備えつけて あります。

利用対象者●小学校の1年生~3年生までの児童

利用時間・月曜日~金曜日

学校終業時~午後6時30分

· 土曜日、長期休業日 午前7時30分~午後6時30分

休 業 日●日曜日、国民の祝日および 年末年始(12月29日~1月3日)

利 用 料 月額3,000円

(おやつ代、児童クラブ共済掛金含む)

クラブ名称及び場所	利用申込及び問合先
千畑地区	なかよし園
めだか児童クラブ	(千畑幼稚園・保育園)
(千屋小学校そば)	<b>☎</b> 0187(85)3115
六郷地区	わくわく園
わくわく児童クラブ	(六郷幼稚園・保育園)
(六郷小学校そば)	<b>☎</b> 0187(84)0023
仙南地区	すこやか園
仙南っ子児童クラブ	(仙南幼稚園・保育園)
(金沢西根コミュニティセンター内)	<b>☎</b> 0187(83)2100

- ※自営業(商店、農業等)は、子どもの帰る時間帯 に大人が在宅できると考えられますので、原則 として利用できません。
- ※申込み後、ご家庭の状況によってはご利用をお 断りしなければならない場合もあります。

#### 放課後児童クラブとは

放課後や学校の長期休業日に、父母および祖 父母等が仕事をしているなどの理由で日中家 庭に大人がいない児童へ、適切な遊び及び生 活の場を提供し健全育成を図ることを目的に 設置しています。



最寄りの各幼稚園・保育園または 町教育委員会幼児教育課 ☎0187(84)1112



## 安心で豊かな老後生活のために 新しい農業者年金に加入しましょう



「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

### あなたの将来への備えは十分ですか?

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかかせません。農業 者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度となっています。

## 農業に従事する方は広く加入 できます。

国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除 く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の 方は誰でも加入できます。農地を持っていない農 業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も 加入できます

農

業



者

年

金

**ന** 



農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取る ことができます。仮に加入者・受給者が80歳前に 亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはず • り、所得税・住民税の節税につながります。ま であった農業者老齢年金の額の現在価値に相当す \* た、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象と る額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

特





### 少子高齢化時代に強い年金です。 年金資産は安全かつ効率的な運用。

自分で積み立てた保険料とその運用益により将 来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出 型)」の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険

料を自由に決められます(月 額2万円から6万7千円ま での間で千円単位で自由に 選択)。農業経営の状況や将 来設計に応じて、いつでも 見直すことができます。



公的年金ならではの税制上の 優遇措置があります。

支払った保険料は、全額(一人当たり年額12万 円~80万4千円)が社会保険料控除の対象とな なります。

> 個人年金の場合は 年額最高5万円



# 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と 家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一 定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月 額最高1万円、通算すると最大で216万円)があり ます。

この国庫補助額は、原則65歳から特例付加年金 として受給できます。特例付加年金を受給するに は、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の 時期についての年齢制限はありません。

加入の申し込みやご相談は、町農業委員会 事務局または最寄りのJAまで



町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913